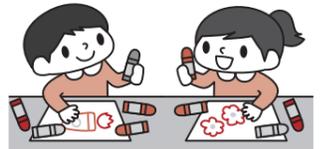


10月から「幼児教育・保育の無償化」がスタート

3～5歳の全ての児童と、0～2歳の住民税非課税世帯の児童が対象です。(4月1日時点の年齢)



幼稚園・保育園・認定こども園等を利用する子どもたち

【対象となるのは?】
3歳から5歳までの全ての子どもたちと0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちの保育料です。

【無償化の期間は?】
満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化されます。

【対象となる施設や事業は?】
幼稚園、保育園、認定こども園のほか、地域型保育、企業主導型保育事業(標準的な利用料)、認可外保育施設(一時預かり事業、ファミリーサポートセンター事業も同様に対象となります)。(注)地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

【すべての費用が対象になるの?】
上限額が決まっていたり、対象とならない費用があります。通園送迎費、食材料費(給食費)、行事費などはこれまでどおり保護者負担です。また、保育園での延長保育料は無償化の対象外です。

主として利用する施設	保育の必要性あり 例：共働き世帯等	保育の必要性なし 例：専業主婦(夫)世帯等
幼稚園	無償(新制度に移行していない幼稚園は月額25,700円まで無償)	—
認可保育園	無償	—
認定こども園	無償	—
地域型保育	無償	—
幼稚園の預かり保育	月額11,300円まで無償(限度額1日450円×利用日数)	対象外
認可外保育施設等 (認可外保育施設、一時預かり事業、ファミリーサポートセンター事業等)	月額37,000円まで無償(0～2歳までの住民税非課税世帯は月額42,000円まで無償) ※保育園・認定こども園等を利用できていない方が対象	—
障がい児の発達支援サービス	無償	—

【給食費は保護者負担なの?】
3歳から5歳児について、これまで保育認定の保育料に含まれていた「副食費(おかず、おやつ等)」が実費徴収となります。

ただし、年収360万円未満相当世帯と、全ての世帯の第3子以降の子どもたちは、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。公立園の給食費(主食・副食)は、現在の保育料の銀行等の口座から、毎月末に引き落とします。私立園の給食費は各園でのお支払いになります。

【どんな手続きが必要?】
新たな手続きは必要ありません。

現在、幼稚園や保育園・認定こども園に通っておられるお子さんへの保育料や給食費のお知らせは、9月以降、個別に通知いたします。

幼稚園の預かり保育を利用する子どもたち

【対象となるのは?】

「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。就労等の要件(認可保育園の利用と同等の要件)があります。

【すべての費用が対象になるの?】

幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額1万1300円(限度額1日450円)までの範囲で預かり保育料が無償化されます。(おやつ代等は保護者負担)

【どんな手続きが必要?】

利用の前月までに、施設等利用給付申請書と就労証明書

等を、幼稚園を経由して市役所に提出していただきます。給付をうける方法は、「償還払い」と「法定代理受領」の方法があります。

※申請書等は園を通じて配布します。
※「償還払い」とは一旦、幼稚園にお支払いされた預かり保育料を、後日市へ請求し、払い戻しを受けることです。「法定代理受領」とは、無償化対象の利用料を保護者に代わって幼稚園が市へ請求することです。利用料の支払いは園で調整していただきます。

認可外保育施設等を利用する子どもたち

【対象となるのは?】

「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。就労等の要件(認可保育園の利用と同等の要件)があります。

【すべての費用が対象になるの?】

3歳から5歳までの子どもたちは月額3万7千円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちは月額4万2千円まで保育料が無償化されます。

【対象となる施設や事業は?】

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業

【対象となるのは?】

が対象となります。※対象となる認可外保育施設は都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。利用する施設へご確認ください。

【どんな手続きが必要?】

利用の前月までに、施設等利用給付申請書と就労証明書等を、市役所に提出してください。給付をうける方法は、「償還払い」となります。※申請書等は、利用する施設または保育幼稚園課に備えています。

就学前の障がい児の発達支援サービスを利用する子どもたち

就学前の障がい児の発達支援サービスを利用する子どもたちについて、3歳から5歳までの利用料が無償化されます。(新たな手続きはありません。)



問合せ

保育幼稚園課 管理係
☎69-2180
☎69-2298

風しんの感染拡大防止のために風しん抗体検査・予防接種を受けましょう

風しんは、風しんウイルスの飛沫感染により人から人へ感染し、感染力が強い疾病です。

風しんの感染拡大防止のため、公的な予防接種を受ける機会がなく、抗体保有率が他の世代に比べて低い昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性に対し、令和4年3月31日までの3年間に限り、風しん抗体検査および風しん(麻しん風しん混合)ワクチンの予防接種(※)を実施します。※風しんの抗体価が低い方

対象者

昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性

令和元年度抗体検査クーポン券送付対象者

昭和47年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性
クーポン券は7月上旬に発送しました。

クーポン券の交付・再交付について

風しん抗体検査・予防接種の対象者であって、下記①～③のいずれかに該当する方は、事前申請により、クーポン券を送付します。

①昭和37年4月2日から昭和47年4月1日の間に生まれた男性で、抗体検査等を希望される方

②送付されたクーポン券を紛失、破損、汚した方

③7月1日以降に甲賀市に転入し、甲賀市からクーポン券が送付されていない方(ただし、前住所地で抗体検査、予防接種を実施済みの方は対象外)

検査等を希望する2週間前までに下記へ申請してください。

費用

無料(ただし、クーポン券を利用し、風しん抗体検査および予防接種を実施している医療機関に限ります。)

※クーポン券の有効期限、持ち物等の詳細は、クーポン券に同封している案内をご確認ください。

問合せ

すこやか支援課 母子保健係
☎69-2169 ☎63-4085